

# 『源氏物語』 桐壺更衣の死

——栄耀無常運命有限——

## 緒言

狭義の言語芸術作品の研究が学であろうとすれば当然、研究対象を焦点化する必要性があり、文芸を芸術作品として読むことはもとより作品の周辺の知識を要求しないという意味でもない。典拠ではなくその時代の緩やかな共通認識について解釈学的循環を深めるのにはより多くの資料が必要となる。ただし、史実を根拠とした解釈には史料の採用の妥当性について注意を払わなければならない。文芸史的解釈に即応する論拠の可否についての具体例を以下では検討したい。

## 一

古代天皇制を故意に曖昧化し批判、また擁護する、あるいは「王者性」に陶醉する〈王権〉という概念語は「王権」と「皇権」の分離のように混乱のもととなってきたのであり、厳密さを追究しようとせずに「便利」だからといって使用すべきではないと考える。天皇制批判はそれ自体が一つの明確な主張、立場であるはずであり、批判ならばなおさら「天皇」、「帝（御門）」のような鍵語を使用して行うべきである。歴史性を曖昧にした文化人類学的『源氏物語』論<sup>(1)</sup>に依拠することなく歴史的な文脈の中で『源氏物語』を論じる必要がある。

高木和子『源氏物語を読む』<sup>(2)</sup>にも深沢三千男が自身で「常識水準のものでしかない」と断り書きする概念である「潜在王権」という語が見られる。光君は「帝」と呼ばれたことではないので元木泰雄の〈王権〉の定義「天皇の権威・権力を意味する用語」<sup>(3)</sup>に合致しない。あるいは歴史学と文学で〈王権〉の定義は齟齬しているのかもしれない。高木の著書では「王権」、あるいはあえて「帝」との関係を離化する、概念規定の曖昧な「（実在の天皇をも凌駕した）王者性」という語が「藤裏葉」巻

## 渡辺仁史

までに集中し、「若菜」巻以降、また光君没後は付け足しのように「失われた王権の回収劇」という語句が点在するものもこれまでの〈王権〉論と同様である。「おわりに」によると高木の言う「王者性」は折口信夫、鈴木日出男の（いろごのみ）論を継承しているようである。〈王権〉論についての私見研究史は「光君の呼称」・「六条院の四季の町」<sup>(4)</sup>、「太上天皇にならずらふる御位」<sup>(5)</sup>で述べた。高木と類似する見解として、一人の帝の生涯ではなく平安時代を想定し何代もの帝の登場する、しかも制度が揺らいでいるわけでもない『源氏物語』の文脈を度外視し、「王権の繁栄と衰退という時間の縦軸」を「長編的構造の原理」の「物語素」とする<sup>(6)</sup>という、根拠の提示のない作品把握があるがそれには従いがたい。いずれにしても私見は高木が「おわりに」で記す〈王権〉論の「通説化」に逆行する見解であるらしい。

情愛と神秘性では次元が異なる。心ある論者ならば古代天皇制を擁護、あるいは批判する場合には思わせぶりな〈伝統〉でも概念の曖昧な〈王権〉でもなく確たる歴史的根拠を明示しつつ論じるべきであるし、文芸は本来的に虚構であるゆえに作品をそのような現代の歴史認識の議論に引き寄せるのには違和感を抱くことも多いはずである。

## 二

〈王権〉論の根拠の一つ、益田勝実が古代の天皇の特徴として提示した帝と劍璽との一体の関係<sup>(7)</sup>についてはすでに拙稿でも論じた（もちろん『小右記』『北山抄』等、「御劍璽」は一体である）。院政期の『長秋記』の例をその変質として挙げる益田の説に反して、帝と劍璽の関係においても鼠等による劍璽の汚損・損壊は撰関最盛期以前に管見では二例確認できる。同時に「帝王」にこだわると後述する三后で

ある太皇太后の場合には劍璽と直接の関係がないので（王権）問題に該当しない。

昨日璽御管上遺鼠矢  
 『小右記』 永延二年閏五月二十七日<sup>(9)</sup>

宝劔柄方乃加不止乃固乃釘乃片方拔落了（中略）予即退出申金吾、命云、延木御時有被改璽御管緒事、頗可准也、但彼覆物外也

『春記』 長曆三年十一月四日<sup>(10)</sup>

益田勝実の論のもう一つの論点となってきた「桐壺」巻の桐壺更衣の宮廷退出の一節を引用する。

かかるをりにも、あるまじき恥もこそと心づかひして、皇子をばとどめたてまつりて、忍びてぞ出でたまふ。限りあれば、さのみもとどめさせたまはず、

御覧じだに送らぬおぼつかなさと言ふ方なく思ほさる。（傍線筆者）<sup>(11)</sup>

「限りあれば」の解釈がここでの争点であるが、確かに内裏での死穢は一般に禁忌とされる。しかし、かつて太皇太后穩子が宮中昭陽舎（梨壺）で崩じたことは逸することができない。『扶桑略記』には「天曆八年甲寅正月四日。太皇太后藤原穩子

於昭陽舎崩。年七十焉。」<sup>(12)</sup>とある。それについて『西宮記』、『大鏡』、『裏書』、『扶桑略記』には批判、あるいは非難のような言及は何もない。藤井貞和「光源氏物語の

端緒の成立」<sup>(13)</sup>が著書の「まえがき」で深沢三千男を意識しつつ援用する益田勝実

前掲論文によると上述の『源氏物語』の引用に関連して「古代の宮廷は、帝王以外の者がそこで死ぬことはできなかった。死の穢れが神聖な宮廷にかかるからである。后妃といえども、臨終には里邸へ下がって死ぬのがさだめであった。」<sup>(14)</sup>というが、『源氏物語』執筆と同時代の一条帝が法皇となって劍璽が運び去られ内裏ではなくなっ

た一条院で亡くなっているのとは異なり、内裏で崩じた太皇太后穩子の例は益田の

見解と齟齬する。『源氏物語』を解釈する場合にはまずは院政期以後の資料よりも

『源氏物語』前後の『西宮記』巻十二（裏書）<sup>(15)</sup>のような資料を優先すべきであろう。<sup>(16)</sup>

村上天皇中宮安子は『日本紀略』康保元年四月二十九日の条には「中宮藤原安子

崩于主殿寮」と、かろうじて内裏ではなく主殿寮で亡くなっている。一方で、その

直前『日本紀略』十六日の条には「今日。内裏有犬死穢。」とあり、安子の崩後の康保元年九月十一日の条にも「内裏自昨日有犬死穢。」という記述があるので内裏では常態化していたのである。『日本紀略』長保二年九月二十一日の条には「承香殿築垣上置死小兒。依五躰不具。為七日穢。」という事件もある。こうした「穢」に煩わ

される記述は『御堂閑白記』でも同様である。後述するが、益田勝実が言及する『古事談』の白河帝の場合、触穢が物理的にとどの範囲になるのか先述の『権記』の一条院の例を含めて改めて考察を要するのかもしれない。ただ、記録に記される限りそれらは「穢」に相当するという判断がはたらいっているであろう。中宮安子の崩（この例が「穢」に該当すると考えられるのは『日本紀略』康保元年六月十日の条の「御躰御下延引。皇后崩後穢限之故也。」に拠る。「皇后崩後」は康保への改元後、七月三十日の条にも同語句があり、「延引」は「皇后崩後、穢限之故也。」と読める。）は

おくとしても、内裏での死穢は例外がないというわけにはゆかないのが実情であろう（『扶桑略記』、『大鏡』、『裏書』、『今鏡』）。禁忌が厳然たる非情の定めというわけにはゆかないのである。（ちなみに『日本三代実録』元慶七年十一月の条には「十日癸酉。散位從五位下源朝臣蔭之男益侍殿上。猝然被格殺。禁省事秘。外人無知焉。〔中略〕十三日丙子。停大原野祭。自此以後。祭祀皆悉停止。以内裏人死也。十六

日己卯。停新嘗祭。於建礼門前。修大祓。以内裏人死。諸祀停廢也。」とあり、「穢」と記されていないが「格殺」による「内裏人死」の結果、祭祀等は停止となった。）

上述の例をすべて例外として考慮の外に置くのでは根拠の基準が不明確になってしまふ。少なくとも後述の『今鏡』は穩子について例外扱いはしていない。

『栄花物語』は後述する『村上天皇御記』と異なり、安子が「里に出でさせたまふを（帝は）「なほなほかくて」と申させたまへど、「それも恐ろしきことなり」と

出でさせたまひて」と「里」に退出し、また安子崩と選子誕生を同日のこととする

ことで一連の出来事を、史実を改変しつつ『源氏物語』風に悲恋として描き出す

『栄花物語』の作者の一人を赤染衛門と考えるとして、彰子文化圏では紫式部と赤染衛門共通の社会通念があったのであろうか。安子の例に倣って『栄花物語』が

『源氏物語』に類似しているとするここでの注釈と同時に、道命法師の和歌

別れ路はこれや限りの旅ならんさらにいくべき心地こそせぬ

『新古今和歌集』巻第九 離別歌 『道命阿闍梨集』も同じ。(26)

が『源氏物語』桐壺更衣の和歌と重なるという指摘がある。「限り」は安子の崩につ

いて記す『村上天皇御記』(22) 康保元年四月二十一日の条の「夫榮耀無常。運命有限。

何處避之。誰人永存。」(傍線筆者)からすれば必要以上に禁忌を「絶対」視すべき

ではない。その方が益田勝実論文の注で取り上げる「あるまじき恥」、「限りあらむ

道」についての山岸徳平説、玉上琢彌説とも符合するはずである。益田は『松浦宮

物語』正倉院古文書、『金葉和歌集』の「限り」の例は挙げるが、『源氏物語』によ

り時代が接近する道命の和歌と御記の二例を挙げていない。

『大鏡』「圓融院」の条には安子崩の記事のそばに「御すくせ」という語があるが、

「宿世」より仏教色の少ない「運命」(『村上天皇御記』)という認識も悲恋(「御な

げきこそ、いとかなしくうけたまはりしか。村上御日記御覧じたる人もおはします

らん。)をもたらすものである。悲恋はあくまでも非情な掟との相克というより

も物語の帝の運命、わりない情愛の結末として描かれているのであり、ましてやそ

れを歴史の意味での天皇の「神秘性」と接合させて安易に「天皇制」論(あるいは

「王権」論)の根拠に用いることは許されないであろう。益田勝実の述べる「神秘

性」という把握自体が非分析的であり、益田が究明するはずだった歴史的对象の内

実をその意図とは裏腹に隠蔽することにつながるからである。なお帝と天人相関

で、実資自身の口汚い性癖(例えば治安三年四月十七日の条に「然可謂世之狂乱」

とある。)、記述の姿勢も勘案する必要があるはずである。同時に『源氏物語』「桐壺」

巻よりも遅れて書かれたと思われる『栄花物語』には「桐壺」巻執筆時にはなかつ

たこうした史実も参照されているのであろう。わずかの成立の時間差しかない『栄

花物語』からしてそうであるからには『古事談』の記事もまた過大評価するわけに

はゆかない。『古事談』第二 臣節五十三「中宮賢子、禁裏に薨ずる事」の条には白

河帝・中宮賢子の逸話が載せられている。

賢子中宮は、寵愛他に異なる故、禁裏に於いて薨じ給ふなり。御惱危急たりと

いへども、退出を許されざるなり。閉眼の時、なほ御屍を抱き、起ち避らしめ

給はず、と云々。時に俊明卿、参入して申していはく「帝者葬遭の例、未曾有

に候ふ。早く行幸あるべし」と云々。仰せていはく「例はこれよりこそ始まら

め」と云々。

同時にこの条への注釈はこの逸話に関連し『今鏡』の穩子崩について指摘している。

同じ逸話をめぐって『古事談』と異なり『今鏡』は明確に太皇太后穩子の例を賢子

の先例として意識している。

応徳元年九月二十三日、三条内裏にてかくれさせ給ひにき。御年二十八とぞ聞

え給ひし。村上の御母、梨壺にて失せ給ひて後、内にて后かくれ給ふ事、これ

ぞおはしましたしける。二十四日に、備後守経成の主の四条高倉の家に渡したてま

つりて、神無月の一日ぞ、鳥部野におくりたてまつり、煙とのぼり給ひにし。

悲しさたうべき方なし。(中略) 白河の帝は位の御時なれば、廃朝として三日は

昼の御座の御簾もおろされ、世の政もなく、嘆かせ給ふこと、唐国の李夫人、

楊貴妃などのたぐひになむ聞え侍りし。(中略) 比叡の山の麓に、円徳院と聞ゆ

る御堂の御願文に、匡房中納言の、「七夕の深き契りによりて、驪山の雲に悵望

すること勿れ」とこそ書きて侍るなれ。(「すべらぎの中」第二)(傍線筆者)

一方で『源氏物語』をも意識し、李夫人、楊貴妃への言及をはじめとする「長恨

歌」の影響も窺える。『今鏡』の語り手は『古事談』のような男性ではなく老嫗とい

う設定である点も『古事談』よりも『源氏物語』と重なる。白河帝と中宮賢子との

関係は『源氏物語』にならずにえられ、なお穩子宮中死去の先例をも記すのである。

白河帝の激情も『古事談』同様ふまえてはいるが、『今鏡』も『栄花物語』安子の条同様、情愛と禁忌との相克という文脈を強調して語っているのではないであろう。

### 結語

『源氏物語』桐壺更衣の死に際しての服喪による光君の宮廷退出の先例については言及できなかったが、『源氏物語』の「限り」の解釈には三后でもなく「更衣」であることを考慮しても『源氏物語』の禁忌を特別視することなく、史実を重視する前掲の諸書が太皇太后穩子を非難していないこと、それより後の歴史物語である『栄花物語』、『大鏡』、『今鏡』をも勘案し、『村上天皇御記』における帝の安子への寵愛（「榮耀」）の末の悲恋、不可避の「運命」の認識をも見出す必要がある。「でき」とのころを語る物語」（益田勝実前掲論文）は必ずしも内裏の禁忌の反人道的な非情さを強調するものではないと考える。

### 注

- (1) 深沢三千男「光源氏の運命」『源氏物語の形成』桜楓社 昭和47・9 なお、深沢の先蹤として「王権」、「文化英雄」に言及する山口昌男（日向一雅「源氏物語の王権」源氏物語講座1『源氏物語とは何か』勉誠社 平成3・10）は「スサノオアマテラス」に関わりあえて「普遍的な民俗的想像力の世界」（山口昌男『アフリカの神話的世界』岩波新書 昭和46・1）のこととしながら、一方で「天皇制のあなどり難いダイナミズム」とも言及している（山口昌男『文化と両義性』岩波書店 昭和50・5）。合わせて山口が止揚しようとしているC・レヴィーストロースの意識する「歴史と構造」という「対立概念」については、構造主義が依拠するソシユール言語学に遡ってE・コセリウが「構造的歴史」という把握で言語の「通時態」と「共時態」の二律背反を解消しようとしている（E・コセリウ 下宮忠雄訳・解説『一般言語学入門』第2版 三修社 平成15・10 同田中克彦訳『言語変化という問題——共時態、通時態、歴史——』岩波書店 平成26・11）。
- (2) 高木和子『源氏物語を読む』岩波新書 令和3・6
- (3) 元木泰雄「源氏物語と王権」瀧浪貞子『源氏物語を読む』吉川弘文館 平成20・7

- (4) 渡辺仁史「光君の呼称」、「六条院の四季の町」『平安文芸史攷』新典社 平成13・5 荒木浩『古典の中の地球儀』N T T出版 令和4・3 は『源氏物語』「初音」巻の「生ける仏の御国」の解釈をタイラー訳「the land of a living buddha」に依拠しているが、『花鳥餘情』には「生仏国は極楽浄土をいふなり」とあり、新編日本古典文学全集、新潮日本古典集成は「この世の極楽浄土」、岩波文庫も「この世に現出した極楽浄土」と訳する。「生ける仏の御国」は「生ける仏」としての光君の国ではなく「生ける世」（「須磨」巻、「夕霧」巻）、「仏の国」（「匂兵部卿」巻）、「生きての仏の国」（「枕草子」）等の用例から「生ける」「仏の御国」（仏国土）とするのが妥当であろうと拙稿で述べた。ウェイリー訳「a Heaven upon earth」、サイデンステッカー訳も「paradise had come down to earth」とある。ちなみに「生仏」は「衆生と仏との併称」（『岩波仏教辞典』）とされる。なお「春秋冬夏」の用例は管見では『源氏物語』成立当時、貴族社会で流布していたと思われる『莊子』、『礼記』、『無量寿経』、『往生要集』に見られるので特異なわけではない。仏教的に四季の右旋の配列とも考えられるが、春と秋、冬と夏の対比でもあろうか。また『海龍王経』と遣唐使の渡海との密接な関係は『続日本後紀』承和五、六年の記事にも見えるが六条院との関係は不詳である。
- (5) 渡辺仁史「太上天皇になずらふる御位」『文芸史の可能性——平安文芸史新攷——』新典社 平成24・8
- (6) 菊田茂男「源氏物語作者紫式部論はいかに可能か 複式構造の意味するもの」『国文学』學燈社 昭和57・10
- (7) 益田勝実「日知りの裔の物語——『源氏物語』の発端の構造——」『火山列島の思想』ちくま学芸文庫 平成5・1
- (8) 渡辺仁史「帝の意識とその周辺」『平安文芸史攷』新典社 平成13・5
- (9) 大日本古記録『小右記』一 岩波書店 昭34・3
- (10) 増補史料大成『春記』臨川書店 昭40・9
- (11) 阿部秋生・秋山虔・今井源衛・鈴木日出男校注・訳 新編日本古典文学全集『源氏物語』一 小学館 平成6・3 なお頭注、並びに付録は『続日本後紀』の藤原潭子の条から『源氏物語』桐壺更衣宮廷退出への影響があると指摘する。

(12) 新訂増補国史大系『扶桑略記』吉川弘文館 平成11・8 『大鏡』  
「裏書」も同じ。

福武書店 昭和57・3 はそれに先行して同じ指摘をしている。

(13) 藤井貞和「光源氏物語の端緒の成立」『源氏物語の始原と現在』岩波現  
代文庫 平成22・2

(二〇二二年九月二十八日受理)

(14) 『権記』寛弘八年六月二十二日の条には「触穢」の語が見える。増補資  
料大成『権記』二 臨川書店 昭和40・9

(15) 新訂増補故実叢書『西宮記』第二 明治図書出版 昭和30・12

(16) 藤木邦彦「藤原穩子とその時代」『東大教養学部人文科学紀要』33号  
昭和39・7 に穩子の経歴についての具体的指摘がある。論文は林陸朗  
編『平安王朝』有精堂 昭和51・6 所収に拠った。なお、『続日本後紀』  
の藤原澤子の国忌と穩子の国忌との関連も確認できる。

(17) 新訂増補国史大系『日本紀略』後篇 吉川弘文館 昭和53・12

(18) 新訂増補国史大系『日本三代実録』後篇 吉川弘文館 昭和49・1

(19) 山中裕・秋山虔・池田尚隆・福長進校注・訳 新編日本古典文学全集  
『栄花物語』巻第一「月の宴」小学館 平成7・8

(20) 久保田淳訳注『新古今和歌集』(上) 角川ソフィア文庫 平成19・3

(21) 阿部秋生・秋山虔・今井源衛・鈴木日出男校注・訳 新編日本古典文  
学全集『源氏物語』一 小学館 平成6・3 頭注の指摘に拠る。

(22) 増補資料大成『歴代宸記』臨川書店 昭和40・9 『大鏡』「裏書」  
も同じ。なお大江匡房撰『続本朝往生伝』「一条天皇」(井上光貞・大曾根  
章介校注 日本思想大系『往生伝 法華験記』岩波書店 昭和49・9)  
に慶円から院源への言葉として「聖運有限」とある。

(23) 大日本古記録『小右記』五、六 岩波書店 昭和44・8、昭和46・  
7

(24) 古瀬奈津子『撰関政治』岩波新書 平成23・12

(25) 伊東玉美校訂・訳『古事談』(上) ちくま学芸文庫 令和3・5

(26) 川端善明・荒木浩校注 新日本古典文学大系『古事談 続古事談』岩  
波書店 平成17・11 にも(25)注に先行して『今鏡』についての  
指摘がある。

(27) 竹花績『今鏡』(上) 講談社 昭和59・3 海野泰男『今鏡全釈』(上)